



借換資金

この資金の特徴

- ☑ 新規の運転資金を追加しつつ、**県制度融資の既存の借入金**を借り換えることができます。

次のような方におすすめです

- 県制度融資の毎月の返済負担を軽減させたい。
- 新規の運転資金を追加したいが、毎月の返済額は増やしたくない。

融資条件

融 資 名	借 換 資 金
借換えの対象となる資金	県制度融資のうち借換対象資金 ^(※1)
	融資実行日から1年以上経過している資金に限ります
限 度 額	1 億円
	既往借入金、必要に応じた新規運転資金及び借換時に支払う信用保証料相当額の範囲内
利 率	取扱金融機関の所定利率(変動金利も可)
期間・償還方法	1 年超 1 0 年以内
	据置1年以内 元金均等月賦償還
担 保	取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める
保 証 人	個人：原則として不要
	法人：原則として代表者以外の連帯保証人は不要
信 用 保 証	付する(保証料 年0.45%～1.64%以内) (セーフティネット保証、危機関連保証利用の場合年0.80%以内 ^(※2))

※1 借換対象資金(信用保証付きに限る。)

事業資金(短期貸付を除く)、小規模事業資金(借換制度によるものを含む。ただし借換制度により再借換えしたものは除く。)、起業家育成資金、女性・若者経営者支援資金(旧女性経営者支援資金)、設備投資促進資金(旧企業成長サポート資金、旧企業成長設備資金)、経営革新計画促進融資、事業承継資金、産業創造資金(エネルギー対策強化融資、産業立地資金を含む)、経営安定資金、経営あんしん資金、魅力ある産業造り資金、経営支援特別融資、スーパーサポート資金、青空再生低公害車導入資金、新型コロナウイルス感染症対応資金(太字の資金は、廃止資金のため新規の貸付は行っておりません。)。借換資金又は緊急借換資金は再借換えが可能。

※2 セーフティネット保証1～4・6号、危機関連保証：年0.80%以内、5・7・8号：年0.68%以内

資金使途

運転資金のみ

融資実行日から1年以上経過している借換対象資金の借換えに要する資金及び必要に応じた新規運転資金(複数の借入れを一本化する場合にあつては、これに加えて、融資実行日から1年を経過していない借換対象資金を含めることができます。)。ただし、納税に充てる資金、転貸資金等は融資対象になりません。